

各支部活動報告

1. 前橋(岡 努)

前橋支部の主な受注先は、前橋土木事務所である。令和5年度の受託件数は、前年度並みであり大きな増減はなかった。内容は社会資本総合整備用地事業に関する所有権移転登記が主な案件であった。

事件数は少ないが、各会員への配分については公平になるよう配慮して行った。

令和6年度も前橋土木事務所等受注先と良好な関係を維持しながら、受託の増加に努めたい。

2. 伊勢崎・佐波(岩沼良亮)

伊勢崎・佐波支部では、今年度も同支部の司法書士と土地家屋調査士の公共嘱託社員で構成される伊勢崎佐波公共嘱託登記受託団として活動している。

受託事件の大部分は、伊勢崎土木事務所からのものであり、これらの事件は、同事務所の担当職員が構成員名簿に基づき順次依頼している。

その他直接受託団あての依頼がある場合には、司法書士分については、当職から各団員に順次依頼することになっている。今年度は産業団地造成の計画により群馬県企業局から依頼があったため受託件数は増加した。

3. 桐生(川井孝之)

桐生支部の主な受注先は桐生土木事務所である。今年度は前年度同様、道路用地のほか河川・砂防用地買収事業などに関して所有権移転登記を行った。

社員への分配は桐生土木事務所が社員名簿登載順に適宜行っているが、今年度は分配が少なかった。

桐生土木事務所等と引き続き良好な関係を保ち、今後も安定した受注を目指したい。

4. 太田(佐藤真人)

令和5年2月1日から令和6年1月末日までの総受託件数は172件で、前年度の144件と比較すると件数は増加をした。なお、すべて太田市役所建築指導課からの依頼である。

5. 高 崎（脇野孝一）

例年同様、高崎土木事務所からの受託が主であった。総受託件数は103件で社会資本総合整備用地事業等による所有権移転登記が93件、地上権抹消や相談業務が10件程度あった。今後も土木事務所と良好な関係を築き、継続的な案件の受託ができるよう努めたい。

6. 藤岡・多野（上原大介）

藤岡多野支部の公共嘱託登記の主な受注先は藤岡土木事務所であり、令和5年度は令和4年度と比べて受託数が2割程減少し、全部で39件であった。例年、国土交通省による神流川流域の治水（防災）事業、群馬県による前橋長瀬線の道路拡幅（社会資本整備）事業による嘱託登記が主なものであるが、令和5年度はどちらも大規模な計画が予定されておらず、受注数減少につながったと考える。

7. 富岡・甘楽（清水博文）

公共嘱託登記は今年度も主に富岡土木事務所からの受注でした。受注件数としては、前年度とほぼ同じでした。

富岡土木事務所からは、令和6年3月末日現在で、富岡市においては道路事業が2件、河川事業が14件、砂防事業が10件で小計26件。甘楽町においては道路事業が35件、砂防事業が10件で小計45件。下仁田町においては道路事業が11件、砂防事業が16件、急傾斜事業8件で小計35件。南牧村においては急傾斜事業が6件で小計6件。総合計112件の受注を受けた。

これまでと同様、受注先と良好な関係を維持し、受託につながるよう努力したい。

8. 安 中（松岡将之）

前年同様、安中土木事務所からの受託が主である。

令和5年度受託件数は89件で、会員への配分は、土木事務所の職員が名簿に基づき順次委託している。この内訳は、西毛広域幹線道の関係と市道路整備事業、河川堤防整備事業であった。

9. 利根・沼田（藤井禎之）

当支部の公共嘱託登記の主な受注先は沼田土木事務所である。今年度は前年度同様、社会資本総合整備用地事業、道路改築用地事業及び砂防用地事業等に関する所有権移転登記等を受託した。

その総受託件数は132件となっており、前年度と比較して増加した。

今後も沼田土木事務所等と良好な関係を維持しながら、公嘱事件の受託につながるよう努力したい。

10. 吾妻（高山東）

毎年、中之条土木事務所と上信自動車道建設事務所からの依頼が主であり、同事務所の職員が各会員に直接依頼する方法をとっているが、できるだけ各会員に公平に依頼するようお願いしている。

なお、受託件数を完全に把握できていないが、前年とほぼ同数のようである。

11. 渋川・北群馬（清水俊作）

令和5年度の渋川・北群馬支部の受託先は全て渋川土木事務所である。受託案件は全て道路工事や河川改修工事、砂防工事などの公共工事の用地取得に伴う所有権移転などの登記手続である。

受託案件の配分は、土木事務所の職員が名簿に基づき順次委託している。

12. 館林・邑楽（松本貴之）

館林支部においては、依頼のあった官庁は館林土木事務所が主です。

支部では正確な件数は把握しておりません。土地家屋調査士の先生と土木事務所との打ち合わせが中心のようです。

司法書士に依頼が来る内容は、ほとんどが、道路などを分筆してからの所有権移転の内容です。

土地家屋調査士の先生と土木事務所との打ち合わせの段階で所有権移転を依頼する司法書士が指定されることが多いようです。

また、館林市役所から依頼が少しあるようです。上記と似た状況になっているようです。

明和町役場や板倉町役場においては、役場が登記申請をするなど独自の方式を用いているようです。